

現代中国における障害者観 －障害当事者と非当事者の聞き取り調査から－

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻
杜 林

要旨

本研究では、今後の障害者福祉の一助となるよう、中国において障害のある人びとに関する聞き取り調査を実施して、現代中国における障害者観を明らかにすることを目的としている。具体的には、障害当事者の生活実態や意識という視座、および非当事者の障害者観という視座から検討するものである。そして、それらを踏まえながら、中国における障害者の現状や障害者福祉政策の問題について考察する。

調査データの分析から、障害当事者がさまざまな形で差別や社会的な排除を経験し、差別に対して、「もう慣れた」、「理解してもらえない」という「無力感」を感じていることが明らかになった。また、因習的な観念によって、障害当事者および家族ともども、障害に対する態度として、「世間を避ける」、「障害によって恥を感じる」という意識がある。他方で非当事者は、障害のない人びとを「私たち」とみなし、障害のある人びとを「彼ら」として区別し、差異化しているということがわかった。

こうした分析結果から、現在の中国では障害のある人びとに対する誤解や偏見の意識が根強く残っており、それゆえ障害のある人びとがさまざまな形で差別され、社会的に排除されている構造を明らかにすることができた。

キーワード

中国, 障害者観, 差別, 社会的排除

The Perception of People with Disabilities in Modern China －Based on Interviews with People with Disabilities and Non-disabled

Graduate School of Human and Socio-Environmental Studies

DU Lin

Abstract

To improve the well-being of people with disabilities, and clarify the perception of disability in modern China, I interviewed people with disabilities in China. Specifically, this study aims to discuss the living conditions of people with disabilities and what they think of themselves, as well as non-disabled people's perception of disabilities. Subsequently, I examine the problems of the current situation and the welfare policy for people with disabilities in China.

The survey data indicated that people with disabilities have experienced discrimination and social exclusion in a variety of ways and feel "a sense of powerlessness" that they have become "accustomed to"

the discrimination, or feel that "we're unable to be understood." Additionally, family members of people with disabilities also believe that "avoid the world" or "feel ashamed" due to the traditional prejudices that exist on this subject. On the other hand, non-disabled perceive people with disabilities as "they" and themselves as "we." Thus, it was found that discrimination does exist.

From the results of this analysis, it is clear that people with disabilities have been discriminated and excluded in different ways because of the deep-rooted misunderstanding and prejudice that is prevalent in the modern China.

Keyword

China, Perception of Disabilities, Discrimination, Exclusion

1. はじめに

障害のある人びとは世界中で増え続けているが、中国においてもそれは例外ではない。第二次全国障害者サンプル抽出調査によると、中国の障害のある人の数は8296万人であり、総人口の6.34%を占め、障害のある人がいる家庭の数は全国の19.98%に達している¹。1980年代以来、中国の社会経済体制が大きく転換し、障害のある人びとの社会的地位と生活水準も徐々に高くなりつつあるものの、他方で、障害のある人びとの貧困問題や、雇用、教育、施設利用等の面で差別され、社会参加の程度が低いなどの問題がますます注目されるようになってきている。

これまでの中国における障害のある人びとに関する研究の多くは、障害者福祉、利用施設等の問題に傾きがちで、障害ということや障害のある人に対する人びとの態度や意識は明確にされてこなかった。日本の障害研究では、具体的な調査事例を通じて障害者観を研究することに一定の蓄積がある。例えば、要田洋江の『障害者差別の社会学』では、日本の障害のある人びとの差別問題に注目し、20年近く障害のある子どもの母親に対する聞き取り調査を行っている。その研究では、障害のある子どもをとりまく日常生活の「状況」に仕組まれた「枠組み」は、「差別－被差別の枠組み」に他ならないものであり、人びとに内面化されている「常識」は、「差別－被差別の枠組み」を支えるものであることが明らかにされている（要田

1999)。高林秀明は『障害者・家族の生活問題』の中で、12年間の障害のある人とその家族、地域住民に対する聞き取り調査を行っている。それにより、障害のある人びとが最大限利潤を追求する資本による「労働力の差別的利用」を通じて資本主義のメカニズムに「組み込まれている」ことに他ならなく、また生活基盤の不安定で、地域や社会とのつながりの乏しい世帯を増やし、社会的孤立をさらに深めさせていることを明らかにしている（高林 2008）。

以上のように、日本における障害問題の研究は、根本的に障害のある人への差別等の問題に関しての原因、形式そしてそれを撤廃するための課題を提出する研究が数多く存在している。また、障害のある人びととその家族、および障害のない人に対しての聞き取り調査を研究方法としている研究もあり、それらが中国で研究を行ううえで参考になると考えられる。これに対し、中国では障害当事者と非当事者に対する聞き取り調査に基づく研究はまだ展開されていない。そこで、本研究では、社会が障害のある人びとをどう見てきたか、どう扱ってきたのかという問題をめぐって現代中国における障害者観について考察する。すなわち、障害に関する意識をめぐり、聞き取り調査を実施して、障害当事者の生活実態や経験、および非当事者の障害に対する態度や意識を分析するものである。

2. 理論枠組

まず、本研究が障害の問題を取り扱うにあたって、基本的な立場とする理論枠組について考察する。とりわけ、「障害モデル」や「差別」といった重要概念について検討する。

2.1 障害の個人モデルと社会モデル

障害の問題に取り組む際には、障害モデルについて考察することが必要となる。

従来の障害モデルは医療モデルであり、それは障害を個人の問題に還元する考え方であり、障害の個人モデルと呼ばれることもある。しかしながら、この障害の医療モデルが障害を過度に個人の問題に還元しすぎていることや、障害のある人を医療における患者と同一視していることが批判されている。近年、障害観が「医療モデル」から「社会モデル」へと大きく転換されつつある。障害の社会モデルは、障害のある人にインペアメント（機能的障害）はあっても、社会の改善によって、実際の生活上の困難が解消されうるという側面を重視して、障害を「社会のあり方の問題」としてとらえ直した。

こうした障害の社会モデルに関して、中国では第二次全国障害者サンプル調査が障害の社会モデルに基づいて制定され、環境因子が調査項目に取り入れられた。特にその後の全国障害者状況観測を用いた「全国障害者小康プロセス観測指標体系」²のなかに、生存状況、発展状況のほか、環境状況が指標分類の一つにあげられ、個人要因の他の側面を取りあげている。しかしながら、具体的な調査項目を見ると、例えば、慰問があるかどうか、どのような公共施設があるかを尋ねているが、社会にどのようなバリアフリーが存在するかは問われていない。また、障害種別に詳細に質問しているリハビリテーションの項目においても、補装具やリハビリテーションの有無を問うにとどまり、障害当事者からの視点が不足していることがわかる（森2010：40-41）。そのために、中国の障害認識がはたして社会モデルへ転換したかど

うかはまだ議論する余地があるところであろう。

2.2 差別

次に、障害の問題にアプローチする際に、差別の問題を避けてとおることはできない。『社会学事典』の「差別」の項目においては、「ある集団ないしそこに属する個人か、他の主要な集団から社会的に忌避・排除されて不平等、不利益な取扱いをうけること」（三橋 1988：337-338）とされる。また、差別について有名な差別主義をめぐって差別の定義を解釈できると考えている。差別主義とは、「現実上の、あるいは架空の差異に普遍的、決定的な価値づけをすることであり、この価値づけは、告発者が己れの利益を目的として行うものである」（Memmi 1968）。すなわち、差別は被差別者を攻撃する具体的な行為の一つであるものを表している。

障害のある人びとに対する差別をめぐり、様々な不利があるのは明確である。障害者差別の起源に関し、一番ヶ瀬康子は、①階級社会の構造的必然として発生する差別、②行政施策の誤りや立ち遅れから作り出され、あるいは拡大される差別、③歴史的・社会的に形成されてきた判断や偏見など、④「異種」「異形」と感じるものへの拒絶反応という四つのことをあげている（一番ヶ瀬 1986：9-11）。それによると、障害者差別は関係のなかに表出することがわかる。もっとも基本的なものは、生産力との対応における生産関係であり、それは「階級社会の構造的必然として発生する差別」の軸として定在し、そしてまた偏見を再生産するとともに、差別の形を変化しながら新たな差別を作り出していくことである。

このような考え方をもとにして、障害者福祉論の主要な論者である佐藤久夫は、市民社会の平等観を「能力にもとづく平等」としてとらえ、このような平等観と資本主義経済の仕組みが能力に制約のある障害のある人びとに対する差別を生み出すと論じている（佐藤 1991：6）。つまり、「能力主義」という基本的な問題の所在である。

以下の第4、5章では、こうした観点を中国社

会の現状に適用し、労働市場の能率主義至上の環境で障害のある人びとに対する差別がいかん存在するかを検討しており、さらにこれらの理論に基づいて障害者観と差別を分析することにした。

3. 中国における障害のある人びとの現状

本章では、現在の中国における障害のある人びとの現状について、中国の障害者調査組・中華人民共和国統計局による第二次全国障害者サンプル抽出調査の主要データや障害者福祉政策などを利用しながら、その全体像を記述する。

3.1 障害者人口の基本状況

第二次全国調査によると、中国の障害者数は8,296万人であり、そのうち、身体障害は2,412万人で、29.07%を占めており、聴力障害³は2,004万人で、24.16%となっている。重複障害は1,352万人で、16.30%であり、視力障害は1,233万人で、14.86%を占めている。精神障害は614万人で、7.4%、知力障害は554万人で、6.68%。そして言語障害は127万人で、1.53%を占めている。重複障害は、二種類以上の障害を持っているものであるが、その中に、二種類のみ障害を持っている人の比率が最も高く、81.2%になっている。

3.2 障害者福祉政策の歴史展開

次に、中国における障害者福祉政策の歴史展開を述べる。同じ障害のある人であっても、違う年代によってその時の福祉政策は同様ではない。

(1) 草創期 (1946～1966)

建国初期の中国社会では、戦争によって障害のある軍人、高齢者、孤児なども社会に多くいた¹。1950年に当時の内務部は「革命障害軍人を優遇し補償を与える暫定施行条例」を出した。その後、中国赤十字の障害のある従業員も優遇するなどの対応を出した。また、この障害のある軍人を対象にした生産による救済は、一般の障害のある人で労働能力を有した者を含むようになっている。それは主に、労働能力のある視覚障害や聴覚言語障

害の青年や壮年者が対象であった。

同時期の1953年に、初めての障害のある人の組織としての「中国盲人福利会」が成立した。この福利会は、視覚障害のある人の生産活動および福祉事業へ従事する人員を養成することを目的に、「盲人訓練組」を立ち上げた。訓練組は、生産労働に必要となる知識の普及をめざしていた。1956年、「中国聾啞人福利会」が成立し、聴覚、言語に障害のある人の就労場の確保に力を入れていた。しかし、この頃の生産労働に参加していた障害のある人の多くは、1951年に制定された労働保険制度の対象となる国有企業、全民所有制の企業事業組織での就業ではなかった。

(2) 停滞時期 (1966～1978)

中国社会を激動させた文化大革命によって、1960年代半ばからおおよそ10年間、長期的に障害のある人の福祉は停滞に陥ることになる。その上、障害のある人自身も批判の対象になり、福祉の否定、障害のある人への批判のために、障害のある人は生産活動や日常生活にも支障が生じるようになっていた。

(3) 回復と発展時期 (1978～)

国家機関は1970年代後半に機能を回復し、そして解散に追い込まれていた障害者組織が1978年に国务院の批准を受けた後、民政部が全国の盲人聾啞人協会を再建していくことを打ち出した。

1984年、障害福祉を推進していくことを目的に「障害者福利会基金会」が設置された。これまでの視覚障害のある人や聴覚言語障害のある人に限定した活動ではなく、すべての障害のある人びとを対象にした全国規模の障害者福祉サービスのための福祉団体として活動している。そして、1988年には、すべての障害のある人びとの障害者福祉サービスを提供することを目的にした中国障害者連合会が設立された。

1988年に国务院は、初めての「障害者事業五年活動要綱」を提出した。この要綱によって、障害者事業を社会経済の発展に見合うように推し進めることが明確になった。その後、1991年『中国障害者事業「八五」計画概要』を出して、障害のあ

表1 中国障害政策動向の年代表

時 期	政 策	
草創期 (1946～1966)	1950	内務府「革命障害軍人を優遇し補償を与える暫定施行条例」
	1953	初めての障害者組織として誕生した「中国盲人福利会」が、「盲人訓練班」を立ち上げた
	1954	中国赤十字の障害のある従業員にも優遇 ほかにも同時期に、家族や障害のある軍人、農村における障害者、生活困窮者を救済するための事業が展開していた。(生産労働への参加など)
	1956年	中国聾啞人福利会成立
停滞時期 (1966～1978)	文化大革命	
回復と発展時期 (1978～)	1978年	聾啞者、盲人福利会再組織、「高齢や病気や障害のある幹部の配属に関する暫定施行方法」
	1982年	改正憲法の第45条で「高齢や疾病、あるいは労働能力を喪失した場合、国家と社会から物質的支援を受ける権利を有していること」すべての障害者を対象にした福祉の実践に向けて取り組む
	1987年	第一次全国障害者サンプル抽出調査
	1988年	障害者連合会成立
	1990年	「中国障害者保障法」、障害定義と種類を定めた
	1991年	『中国障害者事業「八五」計画概要』(障害者の生活保障、教育、リハビリテーション、就業、バリアフリーなどの目標を提出)
	1994年	障害者教育条例
	2006年	第二次全国障害者サンプル抽出調査
	2007年	障害者就業条例
	2008年	「障害者保障法」改定

(出所 中国障害者連合会政策文献に基づき筆者作成)

る人びとの生活保障、教育、リハビリテーション、就業、バリアフリーなどの目標を定めた。この障害者事業は5年ごとに新たに提案されるもので、2011年には第12個の5年計画が出されることになったものである。

1990年に成立した「中華人民共和国障害者保障法」の第2条において、障害のある人の定義および障害の種類が定められた。この保障法の成立で、中国の障害者事業は「収容救済」(施設に収容して救済する)から権利と平等を追求する事業へと変化すると指摘された。その後、2006年第二次全国障害者サンプル抽出調査を実施し、国際ICFの基準に従って調査が行われた。2007年障害のある人の就業条例を定め、2008年「障害者保障法」を改正した。障害のある人の人権を守るた

めに、4つの点が強調された。①障害のある人への差別を禁止すること、②生れながらの障害を予防し早期発見、③比例に基づき就業を手配すること、④障害のある人を保護する責任、である。

4. インタビュー調査からみた中国人の障害者観

本章では、障害当事者と非当事者を対象に実施した、障害者観に関するインタビュー調査のデータを分析する。

4.1 調査の対象と方法

本調査は、中国ハルビン市において、障害のある人びとが在住するコミュニティ、障害のある人

びとを雇用する企業および筆者の知人を通じて、障害のある人とその家族、および障害のある人と関係がある非当事者を紹介していただき、本人とご家族等の支援者の了承を得て、筆者が個別にインタビューを行ったものである。調査期間は2015年5月から6月までで、インタビューに要した時間は1ケースにつき1時間程度である。

障害当事者の調査については、対象となった障害者は10代から70代までの24人で、うち男性は12人、女性は8人、児童は4人である。障害種別は身体障害9人、聴覚障害2人、視力障害3人、知

的障害4人、精神障害4人、重複障害2人であり、障害の発生原因は先天的なもの8人、後天的なもの16人である。そして、6人が障害手帳を所持しておらず、2人の重複障害のある人のうち、1人が重度障害と認定されている。教育程度から見ると、最高学歴は高卒以上が9人、中卒以下が15人であった。現在の就労の有無については、非雇用状態が16人（うち1人が定年で退職した。2人が調査を実施する際就職活動中）、雇用状態が7人、自営業者が1人であった（表2）。

非当事者の調査に関しては、障害のある人びと

表2 調査対象者のプロフィール（障害当事者）

	年代	性別	障害種別	障害認定	先後天	障害原因	最高学歴	職業
A	40代	女	身体障害	ない（手不自由）	後天性	労働災害	高校	労働者
B	30	男	身体障害	肢体障害2級	後天性	労働災害	専門学校	会社員
C	70	男	身体障害	肢体障害2級	後天性	病気	高校	退職
D	50	女	身体障害	肢体障害3級	後天性	交通事故	大学	会社員
E	20	女	身体障害	肢体障害2級	先天性	不明	小学校	なし
F	10	児童	身体障害	無（足不自由）	先天性	不明	小学校在学	なし
G	10	児童	身体障害	肢体障害4級	先天性	事故（出産時）	小学校在学	なし
H	40	女	身体障害	肢体障害3級	後天性	病気	中学校	なし
I	40	男	身体障害	肢体障害2級	後天性	病気	小学校	なし
J	30	男	聴覚障害	聴覚障害3級	先天性	遺伝	中学校	労働者
K	20	男	聴覚障害	聴覚障害1級	後天性	病気	中学校	労働者
L	40	男	視覚障害	視覚障害2級	先天性	遺伝	中学校	自営
M	20	男	視覚障害	視覚障害3級	後天性	事故	専門学校	就職中
N	20	女	視覚障害	全盲	先天性	不明	中学校	就職中
O	20	男	知的障害	無	後天性	病気	小学校	なし
P	10	児童	知的障害	無	後天性	病気	小学校	なし
Q	20	男	知的障害	情緒行為障害	後天性	不明	中学校	なし
R	30	男	知的障害	知的障害3級	後天性	病気	小学校	労働者
S	20	男	精神障害	無	後天性	うつ病	専門学校	なし
T	30	女	精神障害	精神障害3級	後天性	うつ病	大学	教師
U	30	女	精神障害	無	後天性	病気	高校	なし
V	40	男	精神障害	精神障害3級	後天性	病気	大学	なし
W	30	男	重複障害	身体障害1級、知的障害1級	先天性	不明	中学校	なし
X	30	男	重複障害	重度肢体不自由と言語障害	先天性	不明	小学校	なし

表3 調査対象者の基本状況（障害のない人びと）

	性別	年代	障害のある人との関係
A1	女	30代	親族（直系）
B1	男	40代	親族（直系）
C1	女	40代	親族
D1	女	50代	親族（直系）
E1	女	40代	親族
F1	女	70代	親族（直系）
G1	女	30代	親族
H1	女	30代	障害のある人びとが在住するコミュニティの従業員
I1	男	30代	障害のある人びとが在住するコミュニティの従業員
J1	男	30代	障害のある人びとが在住するコミュニティの従業員
K1	女	40代	障害のある人びとが在住するコミュニティの従業員
L1	女	50代	障害のある人びとが在住するコミュニティの従業員
M1	男	50代	雇用企業の担当者
N1	男	30代	雇用企業の担当者
O1	女	50代	一緒に仕事している
P1	男	30代	一緒に仕事している
Q1	女	20代	身近に障害のある人がいない
R1	男	40代	知る
S1	女	20代	知る

の家族7人（直系4人，親族3人），障害のある人びとが在住するコミュニティの従業員5人，障害のある人びとを雇用する企業の担当者2人，障害のある人と一緒に仕事している健常者2人，身近にいないが，障害のある人を知る障害のない人2人，全く障害のある人びとと接触したこともないのは1人である（表3）。

4.2 障害当事者の視角から

調査の事例から，障害当事者がこれまでの生活の中で経験したことと障害に対する意識を検討する。今回調査した障害当事者のほとんどが，差別を受けた経験を有していた。以下では，調査対象者の教育の面，就労の面，および生活の面で差別を受けた経験とその意識について記述する。

4.2.1 暮らしの中の差別の経験

(1) 教育について

障害のある人びとは障害のない人びとと同様に，教育を受ける平等の機会を享受できることが，人権として重要なこととなっている。障害者になってもどのぐらいの教育を受けるかで，障害のある人びと自身の生活も大きく変わる。中国における障害者教育形式は一部の障害程度の低い子どもは障害のない子どもと一緒に教育を受けられ，そして特別教育支援のクラス及び一定の学校を中心として行うというものである。すなわち国際的な流れである統合教育を中心に行われる。

事例1 対象者Iは1歳の時に小児麻痺にかかったために障害になった。教育といえば，「小学校に行く時，足が不便なのでいつも今日は学校に行ったが明日は行くかどうかわからないという状

況になって、さらに、同級生も常にわれわれのような障害者をいじめており、だから早く退学した」としみじみ語った。

40代後半の人の学齢時期には、表1のように、障害児の教育制度が整っておらず、社会の教育意識も高くなかったので、義務教育の機会が奪われてしまっていたり、教員や同級生からの理解を得られなかったりして、強いストレスを感じながら普通学校の中で過ごしていた。それに耐えられずに小学校から中退する事例1のようなケースがしばしばあった。

しかしながら、現在においても、普通教育学校は障害のある子どもの入学を拒否することを禁じられているにもかかわらず、障害のある子どもが「能力不足」という理由で入学拒否されることがしばしば発生し、また入学しても成績が悪いという理由で障害のある子どもの親に転校させろと通告されることもある。今回の調査でも入学拒否されたケースがあった。

事例2 調査対象者Gは、出産の時に医師の間違いによって右手が使えなくなるという障害になった。母親によると、入学する時、学校の担当者に「どうしてうちの学校を選ぶのか」と言われた。その後、数多くの学校と相談して、ようやく家から遠くて学生数も少ない学校に入学した。

入学拒否の事件は近年の中国でもよく報道され、社会はこのやり方を強く批判しており、法律でもそれを禁じているが、障害のある人びとが差別を受けたときに、どのように自らの権利を主張できるのかについてあまり言及されていない。「家から一番近いところで教育を受ける」ことが当然であるはずなのに、「仕方なく家から遠い学校」で就学することがしばしばである。それは自立支援の思想に背き、当事者やその家族に負担をもたらすのである。

以上に述べたのは、障害のある人びとへの差別や認識不足によって教育から排除され、教育程度が低くなったケースである。しかしながら、高等

教育を受けた障害のある人びとにも様々な問題がある。

事例3 高等学校に進学した対象者Mは、親から離れた寄宿舎生活となったり、遠距離通学となったりした。彼は障害のない同級生に差別されないよう必死で頑張っており、成績は中等以上に位置していた。そのうち、教員や友達と信頼関係が生まれている。そして、自分のできることを認められるという経験があった。しかし、卒業後は就職しにくくて、よく障害を理由としてしばしば拒否されることがあった。「ようやく自信を持って生活できると思ったが、現実はそのようではないかも」、「高等教育を受けるためにかかった費用は障害のない人と同様だし、それに彼らよりもっと頑張っているが、就職の機会さえ得られないなんて、教育の意味は何だったかな」と語ってくれた。

ある障害のある人は高等教育を受けている間に、自分の努力で他の障害のない人から尊敬を受けたり、教師や同級生と信頼関係もできたり、ようやく障害のない人と同様に生活できると思っていたが、卒業して就職する際、また社会から差別され、排除されることを経験し、就職したいけれども就職できないため、高等教育に対しての熱意が冷めてしまった。こうした現状が、障害のある人びとの高等教育志望に影響し、教育程度の低さに甘んじさせていると言える。

(2) 家庭生活について

調査対象者は、家庭生活に対して大きな心理的な圧力を感じていることがわかった。「僕のせいで妻は一層苦しくなってしまった」と言い、対象者Jの結婚相手も障害のある人で、将来の生活に不安を感じている。「今、私の給料が低くて貯金がありません。子供もいなくて将来年をとったらどうすればいいのか、すごく心配しています」。また、「病気になってからなかなかまわりの理解を得られないし、夫は仕事に忙しいから、私と一緒にいる時間も少ない」と対象者Tはそう

言った。

また、家族の支援者が将来病気になったら、誰から支援が得られるのかという不安を抱えていることもある。施設利用のことに關しては、「最後の選択だ」として扱われている。

さらに、今回の調査では、障害になってから家庭生活が貧困状態になるケースが多かった。「家族の病気」を心配している人も多い。「保障金が少ない」、「働く場が少ない」などのために、くらしの基盤を家族に頼らざるを得ない人も多い。障害は家族に非常に大きな負担を与えるだけでなく、障害のある当事者として心理的な圧力も大きいということがわかった。その上、「話し相手・相談相手」が少なく、「周りの人に障害のことを理解してもらえない」などの悩みをかかえるケースもある。

(3) 外出と環境について

調査対象者の外出する回数は少ない傾向を示していた。その原因について、「外出は不便で、バリアフリー施設が作られているが、本当に利用できるものは少ない」、「障害のない人の差別的なまなざしを見たくない」、「危険だ」と思っている人が多い。旅行や社会活動に参加する回数も少なく、「旅行することって誰でも好きなんだろう。でも我々のような障害のある人びとはどこに行っても不便だし、お金もかかりますし、やっぱり家でテレビを見るほうがまだ」というケースがある。また、精神障害や知的障害のような障害のある人びとは、特殊な事情により、「1人で外へ出かけることができない。危険すぎる」というように家族に外出禁止を命令され、「家族は忙しいから、1ヶ月で1回2回ぐらいだけ出かけられます」といったように、それによって一層大きな心理的抑圧を受けているという事例もあった。さらに、重複障害のある対象者Wが「自由に遊んだりできない。家族がいなくて身の回りのことを心配している。私のための介護の負担が親にかかりすぎて」と不安を持っている様子も見られる。

以上のように、障害のある人びとの外出と環境

の面について、生活実態に対応した対策や施設が整備されていない上に、自立できなくて家族に頼りすぎること、人間らしく生きることができないという問題がある。

(4) 就労について

第二次全国調査時の障害のある人々の雇用状況から見ると、中国における障害のある人びとの就業率は全国の実業率72%と比較すると半分以下であり、多くの障害のある人びとは独立した経済収入を有していないことがわかる。今回の調査において、障害のために就職するときに拒否され、任せられる仕事は簡単すぎるものばかりであり、障害になったら復職できない場合がほとんどであった。

事例4 対象者H 3歳の時病気のために障害のある状態になった。左手が使えないこと以外に、他の面では問題なく自立した生活をできる。彼女によると、「かつてアルバイトをしたことがある。友達を通じてパチンコ屋で二年間働いていた。その後兄が新聞を配達する仕事を紹介してくれて、一時的に生活費を稼ぐことができた。今は失業してからもう長い時間を経ている。ホテルの清掃員のような仕事に応募することも何回あったが、担当者には障害のことがわかったらすぐ断られる。あるホテルの担当者にこんなふうに言われた。「われわれの業界はいろいろなことを考えなければなりません。お客さんがうちの清掃員が障害のある人だということを知ったら、多くの人々が他のホテルを選んでしまうことが想像できるだろう。」

この事例から、障害のある人びとが就職する時、雇用者だけでなく、一般の市民である顧客が偏見を持っていた場合には、障害のある人びとが拒否される可能性があるように思われる。雇用者が企業の利益のために顧客の好みを考慮し、それによって何か障害のある人びとを排除し、特定のグループの人を雇用するのである。中国の社会学者である周林綱は、特にこの現象はサービス業など

の顧客と直接に接触する業界の中で発生しやすいと指摘している(周・胡 2007:40)。また、対象者の多くが「いつも仕事に必死で頑張っている」と語っているが、企業はほぼ能率主義を主張するので、「障害のある人は労働能力不足だ」という理由で簡単な仕事を割り当て、給料もなかなか上がらない。

事例5 対象者B 復帰した後、倉庫を管理する仕事に配置された。もちろん、給料も前よりずいぶん低くなった。会社に障害のある人専用のトイレがなく、自分でトイレに行けなくて、すごく困っている。転職を一度考えたことがあるが、今の状態でどこが受け入れくれるか、しょうがなくてこのまま我慢しなければならぬ。妻はずっと専業主婦で息子の面倒を見ているが、私まで障害者になるなんて、想像したこともなかった。

事例6 対象者T もともとは大学教師だが、うつ病になったため、しばらく入院して休職になっていた。今は薬によって病状は落ち着き、仕事に回復できると思うのだが、学校側は「うちの先生が精神障害のある人であることがほかの人びとに知られたら、大変なことになるに違いない。教師として働き続けたら、迷惑になるよ!」と言われて、学校の内勤部に転属された。

この二つの事例は、障害者になってから、元の職場に戻ることができない事例である。雇用者側が「能力不足」、「迷惑」等の理由で、障害のある人びとを差別し排除するのである。また、このような就職した後に障害者になったケースの中に、雇用する企業はもともと障害のある人びとのための配慮がなく、この環境で仕事を続けてもいろいろ不便がもたらされる可能性がある。その他、職場において作業効率を求められる厳しさのうえに、同僚と仲良くできないことによる人間関係の辛さも障害のある人びとのストレスを増している。差別的な扱いや嫌がらせを受けたことのある人もいる。そして、仕事についてない対象者のう

ち、なかなか仕事の機会さえも得られず、頑張っても何とか就職したい人もいるし、何度も失業を経験してもう諦めて家族の支援に頼って生活していく人もいる。障害のある人びとの就労の厳しさが一層貧困をもたらし、彼らをもっと排除されやすい位置に追いやるに違いないと感じる。

4.2.2 障害当事者の障害観

次に、障害当事者の障害観について見てみよう。

(1) 「健常者と同様なことができる」

事例7 対象者Lは先天視覚障害のある人で、中学校を卒業した後、家族を通じて、同じ視覚障害のある人のところで、マッサージを学習し始めた。技術を身につけた後、家族のサポートを得て、障害のある人の免税政策によって自分の店を開き、「盲人マッサージ」を始めた。上手な技術でだんだん人気になっており、生活もよくなった。障害に対して、彼は「目が見えないところにこそ、私は成功を築くのだ」と語った。

この事例から、ある障害者は障害を自分の欠点だと思わず、もっとよく生活でき、心強くなる傾向があるということがわかった。それは、家族や社会からの理解、労働からの満足感と生活保障に関わると思われる。

(2) 「恥だ」「差別されることが多く、もう慣れてしまった」

対象者のうち、「生まれながらの不公平」、「差別されることが多く、もう慣れてしまった」、「自分が障害者であるなんてずっと認められない」、「孤独であり、周りの理解をえたい」、「家族に迷惑をかける」というケースが多かった。障害程度が低くても、ずいぶんストレスを受けていて、恥だと思っているケースもあった。

事例8 対象者Aは労働災害で右手の指をなくしてしまった。その後ずっと手袋をはめて、出かけるときはできるだけ左手を使う。いつも何だか周

りの人が自分の右手を見るような感じがして、知り合いに会いたくない。「だって、いつも私の手の状況を聞くから」。

この事例から、障害のある人が自分の障害によって恥を感じて、社会を避けたいと思っていることがわかった。障害のある人は差別を感じたくないため、できるだけ出かける回数を減らし、障害のことを「恥」と考えているのである。

4.3 非当事者の視角から

4.3.1 障害のある人の印象

調査対象者のうち、自分は障害のある人びとを差別しないと思っている人がほとんどであったが、多かれ少なかれ無意識的に差別していることは多く存在している。

(1) 哀れみの対象としての障害者

事例9 身近に精神、知的、身体障害のある人がいる。かわいそうと思っている。障害者の家族も非常に困っている状態にある。手伝って欲しい。身体障害の中で、聾啞はもっとも幸運だと思っている。今は、手話通訳もあるし、補助器もあるから。重度精神障害のある人は社会での差別を受けるに違いない。障害のない人びととの意識も異なり、交流さえもできないぐらいで、さらに理由もわからずけんかや殺人事件もあるので、やはり怖い、接近できない感じがする。

この事例は、多くの障害のない人が、障害のある人びとは「苦労が多そう」で「かわいそう」な状況に置かれていると想像し、差別的な眼差しで傷つけてはならないと気を使っていることを示している。しかし、彼らは障害のある人に「共感」を示すことは少ない。例えば、「障害者の苦労」は「何不自由なく育ってきた自分」と対比されて語られる。つまり、障害のある人びとは、自分とは異なるものとして差異化／カテゴリー化され、同情（あるいは控えめな優越感）が示されるのだ。「かわいそう」などの一見「優しさ」を携えた言葉は、自分を相手の立場に置き換えたり、相手の置かれた状況に自分を寄り添わせて理解す

るという意味での共感の上にはなく、「私たち」と「彼ら」を区分する、差異化の前提の上に成り立っているのである。

(2) 精神障害者への偏見

肢体障害、知的障害、身体障害のある人とは異なっている精神障害のある人びとに対し、精神障害のある人の家族以外の対象者は、「怖い、接近したくない」という意識を持っている。

事例10 対象者S1「ほかの種類の障害のある人は健常者と同様であるという意識を持っているが、精神障害の人は何を考えているのか全然わからない。テレビで精神障害の人が人を殺すなんてよく報道されているよね。それに、精神障害をテーマにしている探偵ドラマもいっぱいある。何年か前に、私が街でたまたまある精神障害のある人であって、1人でブツブツしておかしな行動をやって、すごく怖かった」。

精神障害に対する偏見は、現在の中国に非常に根深いものとして存在している。また、精神障害のある人と直接に接触したことがなく、「テレビやニュース」の影響でイメージを想像するケースもある。マスコミでの精神障害のある人びとに関連する報道や、テレビドラマの精神障害に関係がある多くの題材に、よく「怖い話」がでてくる。それはもっと精神障害のある人の普段の生活と人間像を伝えることが必要であると考えている。

(3) 労働能力の不足

事例11 数百人の規模の企業で、労働法に従って企業と従業員は全部労働契約書を交わしたが、この会社の中に障害のある人は一人もいない。政策によってうちの会社は6人の障害者を雇用すべきだが、むしろ毎年約11万円の障害者就業保障金を払ってでも、一人の障害者も雇用しようもない。その原因について、担当者M1は「障害のある人を雇用するより納金の方がもっと割りがいいのだ。社員の年平均給料は1.4万円で、そして社会保険料、住宅積立金などを加えれば、障害者を雇

う費用と障害者保障金はだいたい一緒に、その他企業は障害者のために仕事の分配とか、生活補助とかいろいろ考慮しなくてはいけないことがあるので、うちの企業のようにお金を払ってもそんな人を雇いたくないところがたくさんある」と言った。

事例12 この工場は2002年から国家の政策法規の障害者を雇用することの呼びかけに積極的に応じている。しかし、障害のない人と同様に働いている人は一人しかいなく、障害のある人びとが働いているのはあまり見られない。この会社の従業員R（聴覚障害三級）によると、「この仕事への意欲はすごく高く、さらに私の障害状況でこの仕事は全然対応できるが、分配された仕事は非常に簡単だし、給料がもっと高くて技術的な仕事はどうしてももらえない。実は、ある障害のない人よりはよくできるという自信を持っている。会社は障害者を雇用するのはただ政策通りで障害のある人びとを生活補助するだけで、働かなくてもいいなら、本当に耐えられない。」しかし、これに対して工場の担当者N1はそのことをどうしても理解できない。「彼らは体の調子も悪いし、ずっと働かせるのは無理だ。障害のない人のように技術を使って働くのは彼らにとって無理だろう。彼らのために思うから」。

この二つの事例から、いずれにしても障害のある人びとを「能力が低い」とみなし、障害のある人びとに対して障害のことだけが気にかけられ、そのほかの優れたところを無視し、あるいは「障害者は無能」だという先入観を強く持っているということがわかる。障害のない人である雇用主は、「保障金を払ってでも障害者を雇用したくない」、「障害者であることを考慮して、仕事を配置しない」といった理由で、障害のある人びとを差別するのである。

(4) 健常者に迷惑をかける存在

「社会の中に障害者という特殊な身分で人びと

の金を騙すことがある」という話がある。このような社会的障壁で障害のある人を差別することが生じやすいということもある。つぎの事例に示されるようなものである。

事例13 障害のある人びとが在住するコミュニティの従業員K1によると、「ある障害者は特殊な身分で社会の弱い存在であることを理由にして、障害のない人に迷惑をかける状況もある。先日このコミュニティに住んでいる障害のない人が新しい車を買って、一時的に庭園に止めていたが、3人の障害者がその車が邪魔になって、障害者に迷惑をかけているという理由で、車を擦った。その車のオーナーは、障害者のやったことだから警察を呼んでもしかたがない、自分で処理しなきゃ、と諦めた」。

4.3.2 障害者家族としての意識

障害のある人びとの家族の、障害者に対する意識は特別なものである。障害のない人として障害者への偏見を持っているが、家族としての愛情の気持ちもある。

事例14 B1男 45歳 会社員

21歳の知的障害者の息子がいる。学校で授業している時、ときどき癲癇の発作があらわれたので、ほかの子どもも怖くて息子をいじめ始めた。そのためやむをえず中途退学した。その後、子どもの病状が一層悪くなって、5年前脳性麻痺が生じた。仕事なんか考えたこともなく、こんな状況では何もできないだろう。今は息子に外出を禁止している。この前誰も知らずに一人で外へ出て家に帰ってこなくて、ようやく見つかったものだから。息子はいつも窓口の前に立って遊んでいる隣に住む子どもたちを憎んでいるように見える。なんか精神障害にならないか心配している。

事例15 D1女性 53歳 専業主婦

31歳の精神障害のある息子がいる。高校卒業した後、息子はときどき一人でぼんやりしたり、一

人でおつぷつと何かを言っているような様子が出てきた。病院の先生に「たぶん最初はうつ病になったが、誰も気づいておらず、また何か刺激を受けて病状が悪くなって、今は精神分裂病になってしまいました」と言われた。その後、数年間の貯蓄を遣って、各地の有名な精神科の医師のところに行って息子を治そうとしたのだが、息子は良くならない。知人や隣居に嘲笑を浴びることや、差別されることを恐れて、障害者手帳をずっと認定させなくて、何の手当てや補助もない。でも、これ以上はできないので、来月で障害認定をして、政府からの援助を受けなければならない。私と主人は年をとって、体も弱くなった。これから息子の世話をできないような日が訪れたら、仕方なく政府に任せて精神障害のある人の保障所に行かなくちゃならないだろう。

この二つの例は、障害のために差別され、そのことによって障害のある人びとの心理面で問題が生じている事例である。対策の不備などによって、障害のある人と家族がともに非常に大きな負担を抱え、貧困状態になってしまっている。また、障害のある人の家族も障害のことを「恥」だと思っていて、それによって家族として差別される状況もあるので、障害のある人が家族にいるという事実を隠したいと考えている場合があることがわかった。

さらに、障害のある人びとの自立が困難になったら、家族として介護の責任を負わなければならない。「私が彼（障害当事者のこと）の面倒を見なかったら、誰が介護できるの。やりたくないとしても、やらなければならない」というふうに、家族の無力感が感じられた。

5. 考察

以上のインタビュー調査の結果から、現在の中国の実情を踏まえながら、現代の中国における障害者観について考察する。

5.1 障害当事者と家族の障害者観

障害当事者の経験から、現在中国における障害に関する福祉サービスや政策のなかにさまざまな不備があること、障害のある人びとに対する誤解や偏見によって、障害のある人びとがさまざまな形で差別や社会的に排除されていることが明らかになった。差別に対して、「もう慣れた」、「理解してもらえない」という障害当事者の「無力感」もあるし、因習的な観念によって、障害当事者および家族ともども、障害に対する態度は「世間を避ける」、「障害によって恥を感じる」という意識もある。

また、調査対象者となった障害当事者のうち、自立生活できないものはすべての人が家族によって介護され、家族にとって大きな負担となり、精神的にも非常に大きなプレッシャーを感じている。なかでも、「家族の病気、事故」を心配している人が多い。それは、自立生活できない等の原因で、家族に頼らざるを得ず、一家の柱として存在するような家族が倒れるとくらしが崩れてしまうことへの不安の表れである。また、中国の障害施設はまだ十分に整備されていないうえに、障害のある人の手当も低く、そのような状況で家族が障害のある人びとを排除する事例が数多く見られる。障害のある人びとが「自由に外出できない」、「仕事や趣味」などの社会参加の機会が制限されているケースがある。障害のある人が家族から独立し、自分の意思で自立生活を送ることが求められる。

そのことに関して、社会保障政策の立ち遅れ、例えば、「役に立つ制度やサービスが少ない」、「家族以外の相談相手がいない」などのような意見が多い。家族がいないときの介護が不可欠であるが、公的介護の保障が非常に不十分である。また、就業において排除されている障害のある人びとは、たいてい障害に関する保障金に頼って生活を維持しているが、それだけでは暮らしていけないのが現状である。そのため、障害のある人びとが「家族がいない時の身の回りのこと」や「介護を家族に頼りすぎ」という悩みを抱えていて、「障

害が重くなったとき、将来の生活がどうなるか」について不安を持っている。そして、家族も、自分が亡くなったときに障害当事者がどうなるのかと、障害当事者の将来を心配している。

障害のある人びとは、「家族以外の身近な人が少ない」、「話し相手がいない」などの悩みがあり、「周りの人に障害のことを理解してもらいたい」などの意識を持っている。さらに、社会参加や就労の機会が少なく、人びととの交流が乏しいなかで、精神的ストレスがたまる可能性があるので、障害や病気の程度が悪化しやすく、他の障害が出てきている状況もある。

所得が低かったり、無職であったりするため、家族にとって大きな負担となり、生活自立できない障害者の場合なら家族は介護者であり、体力的にも精神的にも圧力を感じる。また、家族が精神障害に対して十分な理解を示さず、「恥」だと思っているケースもある。こうした一連の原因で、障害のある人びとが家族によっても排除される状況が発生する。

5.2 非当事者からの差別と排除

調査結果から分かるように、障害のない人は、障害のある人に対して、障害のない人びとを「私たち」とみなし、障害のある人びとを「彼ら」として区分し、差異化していること、すなわち同じ「仲間」とはみなしていないことが明らかになった。

障害のある人びとが社会に自立でき、参加できるように、まず家から出て職に就くことが非常に重要な点であると考えられる。しかしながら、障害のある人が就業する時、社会から様々な差別を受けている。多くの企業が採用する時、担当する能力がある障害のある人に対しても、「障害」を理由として不採用に決めるのである。また、直接拒否の態度である企業以外に、障害のある人を「仮就業」させる企業もある。「仮就業」というのは、企業がわざと障害のある人を採用するふりをしており、名義は在職しているが、実際には仕事にも配置されることはなく、毎月最低保障金と

同額の給料をもらい、他の保険や年金等を一切もらえないものである。その原因は、企業が障害のある人の在職人数が一定の比率に足りないと、就業保障金を支払わなければならないと規定されているためである。例えば、調査事例8の企業の担当者はこのやり方を障害のある人のためにしているつもりなので、まったく悪いと思っておらず、逆にそれを正当化しているのであった。

さらに、障害のある人びとに関するマスコミの報道にも差別が見られる。例えば、報道の中に「聾子」、「瞎子」、「傻子」⁵等のような差別的な意味を含めた語彙がよく見られ、また「障害のある人は弱い」、「障害のある人でもやっつけていける」等の障害のある人びとを平等に扱わない意識が見られる。マスコミの態度が社会一般の人びとに障害に対する悪いイメージを与える可能性もあると考えられる。

中国は改革開放につれて経済社会的なメカニズムが変化しており、その背景で生み出された能率主義至上の社会環境のもとで、障害のある人びとが労働市場から差別的扱いを受ける。また、就職する際の差別で雇用されていない障害のある人びとが貧困状態になっており、家族にも大きな負担となり、家族からの差別の発生回数を高める可能性もあると考えられる。そして、就職の際の差別が、障害のある人びとの高等教育に進学する希望を変えてしまうことにもつながると考えられる。貧困、家族からの差別、教育程度の低下等が、非形式的なものとして労働市場における差別と排除を再生産しているのである。

5.3 障害政策の展開と障害者観の変容

第3章に述べられた中国の障害政策動向の内容のように、1946年から戦争によって障害のある軍人をはじめとして、徐々に障害のある人の対象を拡大して福祉政策を展開してきた(表1)。したがって、同じ障害のある人であっても、違う年代によってその時の福祉政策は同様ではない。そのために、様々な年代によって生活状況は異なり、障害者観のような考え方などに差異が現れる。例

えば、事例1の対象者は40代の人であり、学齢時期は中国の政治運動である「文化大革命」が終了した後の数年なので、障害児の教育制度が整っていなかった上に、社会の教育意識も高くなかったため、義務教育の機会が奪われてしまっていたり、教員や同級生からの理解を得られなかったりすることがよくある。また、社会全体の意識も発展していなく、まだ「障害者は無能だ」、「すべての健全者は教育を受けているとは限りなく、障害のある人はもう言う必要がないでしょう」等の偏見を人びとは強く持っていた。当時の障害のある人びとは事例1のように、当事者やその家族も含めて教育をあまり重視しておらず、さらに学校で教師や同級生にいじめられ、こうした理由で学校に行かなかった障害者が多く存在していた。現在においてすべての障害のある子が義務教育を受けていないが、2013年に中国における義務教育を受ける障害のある子どもの在学比率は72.7%であり、それは40年前より一層状況が良くなると言える。

6. おわりに

本研究では、障害当事者と非当事者に対して聞き取り調査を実施し、現代中国における障害者観を明らかにしようとした。そして、調査結果を踏まえながら、中国における障害者の現状や障害者福祉政策の問題について考察した。

本研究によって得られた主な知見として、以下の2点があげられる。第一に、障害当事者の経験から、現在中国における障害に関する福祉サービスや政策のなかにさまざまな不備があること、障害のある人びとに対する誤解や偏見によって障害のある人がさまざまな形で差別・排除されていることが明らかになった。差別に対して、「もう慣れた」「理解してもらいたい」という障害当事者の「無力感」もあるし、固定観念によって、障害当事者および家族たちとも、障害に対する態度は「避ける」「障害によって恥を感じる」という意識もある。また、障害のない人は障害者に対して、

障害のない人びとを「私たち」とみなし、障害のある人びとを「彼ら」として区分し、差異化していること、すなわち同じ「仲間」とはみなしていないことがわかった。

第二に、中国は改革開放につれて経済社会的なメカニズムが変化しており、その背景で生み出された能率至上主義の社会環境のもとで、障害のある人の差別や排除問題が障害者の労働力の差別的利用につながり、障害のある人の労働市場からの差別・排除は障害のある人の不安定な生活、貧困問題、社会とのつながりの乏しい世帯を増やし、社会的孤立を深めさせるということになることが明らかになった。また、就職する際の差別で雇用されていない障害のある人が貧困状態になっており、家族にも大きな負担となり、家族からの差別の発生回数を高める可能性もあると考えられる。そして、就職の際の差別が障害のある人の高等教育に進学する希望を変えることにもつながっていると推測される。貧困、家族からの差別、教育程度の低下等が非形式的なものとして労働市場において差別と排除を再生産している。

こうして明らかになった中国における障害者に対する差別や偏見の現状において、それらをかかへていくことができるのかについて、先行する先進国の経験を踏まえ、それらを参照基準として検討することが次に取り組むべき課題である。

【注】

- 1 中国国家统计局 2006年第二次全国障害者サンプル抽出調査の主要データの公報(第2号)
- 2 第二次全国障害者サンプル調査の中に確定された障害のある人びとに対しての調査後の生活観測報告である。主な内容は障害のある人びとの生活状況、発展状況及び環境状況についてであり、さらに、リハビリテーション、教育、就業、コミュニティー、法律などの内容も含まれている。
- 3 第1次全国障害者調査における障害基準によると、聴力障害と言語障害は一種類に含まれ、「聴力と言語障害」ということである。第二次調査に

入る時期、障害基準を変えて「聴力障害」と「言語障害」に分けられている。

- 1 中国障害者連合会公報1996年 505項
- 5 「聾子」、「瞎子」、「傻子」は中国語で聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者に対する差別用語である。

【参考文献】

- 荒木兵一郎・中野善達・定藤丈弘, 1999, 『講座 障害をもつ人の人権② 社会参加と機会の平等』有斐閣.
- Allport Gordon Willard, 1954, *The Nature of Prejudice*, Beacon Press. (=1961, 原谷達夫・野村昭訳『偏見の心理』培風館)
- 第二次全国残疾人抽样调查领导小组・中華人民共和国国家统计局2006『第二次全国残疾人抽样调查主要数据公报(第二号)』
- Hedlund, 2000, "Disability as a Phenomenon: a discourse of social and biological understanding," *Disability and Society*, (15): 765-780.
- 一番ヶ瀬康子, 「障害者差別と人権」磯村英一編集, 昭和61年, 『差別と人権 5 心身障害者』の第1章 雄山閣第1版.
- 石渡和実, 1997, 『障害者問題の基礎知識』明石書店.
- 楠敏雄, 「障害者の生存・生活権, 教育・労働権と差別」部落解放研究所編集, 1995, 『日本における差別と人権・第3版』第6部分.
- Memmi, Albert, 1968 『差別の構造 - 性・人種・身分・階級』白井成雄・菊地昌実訳 合同出版
- 宮本太郎, 2009, 『生活保障 排除しない社会へ』岩波新書.
- 森社也, 2008, 『障害と開発 - 途上国の障害当事者と社会』アジア経済研究所.
- 马洪路, 2003, 中国残疾人社会福利, 中国社会出版社
- Oliver, Michael, 1990 『障害の政治 - イギリス障害学の原点』三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳 明石書店
- 佐藤久夫, 1991, 『障害者福祉論』誠信書房.
- 杉野昭博, 2007, 『障害学 - 理論形成と射程』東京大学出版会.
- 高林秀明, 2008, 『障害者・家族の生活問題 - 社会福祉の取り組む課題とは -』ミネルヴァ書房.
- 玉村公二彦, 1993, 「障害者サービスの展開と雇用・生活上の障害者差別の撤廃」『社会福祉学』34巻1号.
- 寺島彰, 「米国および英国の障害モデル」『国リハ研記 22号平成13年』.
- 調査弁公室, 2007, 「第二次全国残疾人抽样调查主要数据公报解答」28-55
- 好井裕明, 2009, 『排除と差別の社会学』有斐閣.
- 吉本充賜, 1978, 『障害者福祉への視座』ミネルヴァ書房.
- 要田洋江, 1999, 『障害者差別の社会学 ジェンダー・家族・国家』岩波書店
- 周林刚, 2003, 社会排斥理论与残疾人问题研究, 青年研究.
- 周林刚・胡杨玲, 2007, 歧视理论视野下的残疾人就业 - 对广州市几个典型案例的解析. 中国残疾人